

特定家畜伝染病防疫指針の見直しについて（案）

令和 7 年 6 月 18 日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

1 背景・経緯

- （１）特定家畜伝染病に関して、家畜の所有者、行政機関及び関係団体等が緊密に連携して取り組むべき発生予防及びまん延防止等の措置を講ずるための指針として、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第3条の2に基づき、農林水産大臣は「特定家畜伝染病防疫指針」（以下「防疫指針」という。）を作成・公表している。
- （２）防疫指針は、7疾病について策定されており、法第3条の2第6項に基づき、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも3年ごとに再検討を加え、必要に応じてこれを変更することとされている。
- （３）高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する防疫指針については、令和6年10月に令和4年度シーズンの国内における過去最多の発生で明らかとなった発生の予防及びまん延防止に係る課題を踏まえ、見直しを図ったところ。
- （４）一方で、令和6年度シーズンは、過去に発生があった農場での再発生、大規模農場での発生、家きん農場が密集する地域で続発が確認されたことから、殺処分対象羽数の低減や再発・農場密集地域での防疫体制の整備を図る必要がある。
- （５）また、エミューについて、近年飼養数が増加し、我が国畜産業に一定程度定着してきており、鶏等と同様に高病原性及び低病原性鳥インフルエンザに感受性を有することから、感染時の影響の懸念が高まっているところ。

- (6) これらのことから、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに対する発生の予防及びまん延防止対策を見直すため、防疫指針に所要の変更を行う。

2 変更の方針（留意事項含む）（案）

以下の事項を中心として変更を検討することとしたい。

- （１）対象とする家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）にエミューを追加。
- （２）過去に複数事例発生しているなど発生のリスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定した地域（以下「大臣指定地域」という。）においては、平時から地域一体となった発生予防対策を講じるよう記載
- （３）平時からの家きんの所有者の取組を追記。特に大規模な家きんの所有者は分割管理の取組を検討するよう記載
- （４）農林水産省は、発生に備えた措置として、都道府県が防疫作業に係る民間事業者を活用できるよう、あらかじめリストアップ化するよう記載
- （５）都道府県は民間事業者を活用し自ら対応可能な動員計画を作成するよう記載
- （６）大臣指定地域において、都道府県の発生に備えた取組として、発生時に塵埃対策や緊急消毒等の追加措置を迅速に行えるよう指導することを記載
- （７）集卵ベルトが貫通している農場及び発生農場と飼養管理者が共通している農場において、一定の措置を講じることで疑似患畜から除外できるよう記載（留意事項。飼養管理者に関する規定については、豚熱及びアフリカ豚熱に関する防疫指針の留意事項にも同様に記載）
- （８）大臣指定地域におけるまん延防止対策を行うよう記載
- （９）防疫作業時に病原体拡散防止措置を実施するよう記載（留意事項）
- （１０）発生農場において再導入する際の都道府県の立入検査で不備が確認された場合は、農家自ら改善状況を報告するよう記載

3 今後のスケジュール（案）

- （１）家きん疾病小委員会において、変更の方針について議論を行う。
- （２）併せて、都道府県への意見照会及びパブリックコメントの手続を進める。
- （３）（１）及び（２）の結果を家畜衛生部会に報告し、変更の方針について答申を得た後、速やかに改正（９月目途）を行う。